

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成28年11月11日

【四半期会計期間】 第14期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 株式会社グリーンペプタイド

【英訳名】 GreenPeptide Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永井 健一

【本店の所在の場所】 福岡県久留米市百年公園1番1号

【電話番号】 0942-38-6550

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 酒井 輝彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目2番地4

【電話番号】 03-5840-7697

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 酒井 輝彦

【縦覧に供する場所】 株式会社グリーンペプタイド東京支店
(東京都千代田区麹町二丁目2番地4)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第2四半期 累計期間	第14期 第2四半期 累計期間	第13期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (千円)	415,904	317,030	822,556
経常損失() (千円)	593,957	472,627	992,977
四半期(当期)純損失() (千円)	594,699	476,826	994,464
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	642,585	2,809,052	1,988,085
発行済株式総数 普通株式 (株)	25,307,700	34,018,400	31,807,700
純資産額 (千円)	429,427	3,917,817	2,720,663
総資産額 (千円)	639,189	4,066,489	2,877,251
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	23.50	14.58	35.28
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	67.2	95.6	94.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	527,050	544,165	908,711
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,717	76,226	32,125
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		1,661,699	2,672,558
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	294,969	3,596,765	2,555,458

回次	第13期 第2四半期 会計期間	第14期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純損失金額() (円)	12.51	8.56

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 4. 当社は、A種優先株式(42,428株)について、普通株式を対価とする取得請求権の行使を受け、平成27年7月14日付で普通株式(42,428株)を発行し、当該A種優先株式を自己株式として取得しました。当該自己株式は同日付で消却しております。その後、平成27年7月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、1株当たり四半期(当期)純損失金額は、第13期の期首に当該株式分割にかかる一連の手続きが行われたと仮定して算定しております。
 5. 第13期及び第14期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。第13期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当社株式は非上場であり、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間におきまして、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、下記「(1) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について」の他に、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更があった事項はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、監査役、従業員および社外協力者等の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、会社法に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役、監査役、従業員及び社外協力者等に対して付与しております。

また、当社は、資金調達を目的として、会社法に基づく新株予約権を発行しております。

当第2四半期会計期間末現在における当社の発行済株式総数は34,018,400株ですが、これに対して、当第2四半期会計期間末に残存している新株予約権が将来行使された場合の新株（以下「潜在株式」といいます。）発行予定株数の合計は4,699,700株と、発行済株式総数の13.82%であります。

今後についても優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施する可能性があります。また、新株予約権を活用した資金調達を実施する可能性もあります。

このため、既に付与された、もしくは今後付与される当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株あたりの株式価値は希薄化する可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間において、当社は、リード開発品であるITK-1の第 相臨床試験の推進、及び米国で研究開発中のグローバル向けがんペプチドワクチンGRN-1201の第 相臨床試験を推進いたしました。

ITK-1（薬剤選択型前立腺がんペプチドワクチン）

平成25年6月以降、ライセンス・アウト先の富士フィルム株式会社とともに、去勢抵抗性前立腺がん患者を対象とする第 相臨床試験を実施しております。平成27年6月に行われた中間解析を経て、最終解析における主要評価項目達成の見込みが一定以上あることが示され治験継続となりました。当第2四半期累計期間におきましては、平成28年4月に症例登録が完了し、現在経過観察を行っております。今後は一定の観察期間を経て第 相臨床試験を終了する予定であり、引き続き安全性に十分留意し本試験を実施してまいります。

GRN-1201（グローバル向けがんペプチドワクチン）

第 相臨床試験まで進んでいるITK-1の知見を活かし、米国でのライセンス・アウトを目指すGRN-1201については、平成27年10月に米国食品医薬品局（FDA:Food and Drug Administration）へ治験申請（IND）を行い、同年11月に審査が完了したことにより、米国で第 相臨床試験を開始しております。現在、第一適応としてメラノーマ（悪性黒色腫）患者を対象としておりますが、日進月歩の進展を見せるがん免疫治療薬開発において、適応拡大をはじめとした付加価値向上を実現するための施策の検討を引き続き継続してまいります。

その他

当第2四半期累計期間におきましては、新規パイプラインの創製に向けた動きの一つとして、地方独立行政法人神奈川県立病院機構と新規がん免疫治療薬候補として臨床応用を目指した新規遺伝子変異抗原（Neo Antigen：がん細胞独自の遺伝子変異に伴って新たに生まれた変異抗原）の探索・臨床応用のための共同研究契約を締結いたしました。

また、当社がかねてより新研究拠点として立ち上げを進めてまいりました川崎市殿町地区のライフイノベーションセンターにおいて、平成28年8月にその開所式が執り行われるとともに、当社研究所「川崎創薬研究所」も本格的に稼働を開始しております。

この結果、当第2四半期累計期間におきましては、売上高は317,030千円(前年同期比23.8%減)、営業損失は468,841千円(前年同期は606,707千円の営業損失)、経常損失は472,627千円(前年同期は593,957千円の経常損失)、四半期純損失は476,826千円(前年同期は594,699千円の四半期純損失)となりました。

なお、当社は単一事業であり、セグメントは「医薬品開発事業」でありますので、セグメントごとの記載はしていません。

また、当社は今後の企業価値の向上に必要なGRN-1201の適応拡大及び新規パイプラインの研究開発にかかる資金調達を目的に、平成28年6月9日付でメリルリンチ日本証券株式会社を割当先とする行使価額修正条項付き第9回新株予約権を発行しており、当第2四半期末現在における行使の進捗率は40.8%となっています。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は前事業年度末より1,189,238千円増加し、4,066,489千円となりました。これは、現金及び預金が1,041,306千円増加したことが主な要因であります。

負債は前事業年度末より7,915千円減少し、148,672千円となりました。これは、買掛金が31,948千円減少したこと、未払金が18,434千円増加したこと、資産除去債務が9,001千円増加したことが主な要因であります。

純資産は前事業年度末より1,197,154千円増加し、3,917,817千円となりました。これは、資本金及び資本準備金がそれぞれ820,967千円増加したこと、四半期純損失476,826千円を計上したことが主な要因であります。

以上の結果、自己資本比率は前事業年度末の94.6%から95.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末より1,041,306千円増加し、3,596,765千円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、544,165千円(前年同期は527,050千円の支出)となりました。これは主として、研究開発費が増加したことに伴い税引前四半期純損失473,000千円の計上、買掛金31,948千円の減少及び前受金13,472千円の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は76,226千円(前年同期は1,717千円の支出)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出71,699千円、無形固定資産の取得による支出4,527千円を行ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は1,661,699千円(前年同期はなし)となりました。これは株式の発行による収入1,616,599千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は、328,625千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,018,400	34,108,400	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	34,018,400	34,108,400		

(注)提出日現在の発行数には、平成28年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含んでおりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年8月15日
新株予約権の数(個)	1,680 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	168,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	820 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成30年8月16日から平成38年8月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 820 資本組入額 410
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。但し、当社が本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社の株式の株式分割または株式併合が行われる場合には、本新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後に、当社の普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が、普通株式について、時価を下回る価額でこれを発行し、または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の処分及び株式交換による自己株式の処分の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

本新株予約権の相続人は、その死亡時において本新株予約権の割当てを受けた者が行使し得る株式数を上限として死亡後6か月以内（但し、上記表内の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間終了日までとする。）に限りこれを行することができる。

各新株予約権の一部行使はできない。

4. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転をする場合の新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式と同内容の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記表内の「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表内の「新株予約権の行使期間」に定める期間満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」において以下のよう

に定めており、これに準じて決定する。

1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由

当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」において、本新株予

約権取得者が本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は無償にてこれを取得することができる」と定めており、これに準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等にかかる新株予約権が以下のとおり行使されております。

	第2四半期会計期間 (平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	690
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	690,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	623
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	430,070
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	2,208
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	2,208,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	735
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	1,623,040

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日 (注)	690,000	34,018,400	217,945	2,809,052	217,945	2,792,637

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	1,380	4.05
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋1丁目7番17号	850	2.49
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	589	1.73
ツバメ工業株式会社	愛媛県四国中央市川之江町2415番地	359	1.05
株式会社滋慶	大阪府大阪市中央区島之内1丁目10番15号	300	0.88
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	286	0.84
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4番1号	267	0.78
永井 健一	東京都目黒区	240	0.70
熊澤 康	岡山県岡山市中区	235	0.69
株式会社東京ウエルズ	東京都大田区北馬込2丁目28番1号	223	0.65
計		4,731	13.91

(注) 平成28年9月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、メリルリンチ・インターナショナル及びその共同保有者であるメリルリンチ日本証券株式会社が平成28年9月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
メリルリンチ・インターナショナル (Merrill Lynch International)	2, King Edward Street, London, EC1A 1HQ, United Kingdom	41,600	0.12
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目4番1号 日本橋一丁目三井ビルディング	3,400,000	9.26
合計		3,441,600	9.37

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,011,500	340,115	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	6,900		
発行済株式総数	34,018,400		
総株主の議決権		340,115	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,555,458	3,596,765
売掛金	106,749	87,299
商品及び製品	12,666	11,366
仕掛品	-	3,133
原材料及び貯蔵品	23,573	23,573
前渡金	8,061	2,889
前払金	63,031	124,846
未収入金	9,338	21,104
未収消費税等	2,074	11,806
その他	10,404	13,151
流動資産合計	2,791,358	3,895,936
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	12,424	40,150
機械及び装置（純額）	737	394
工具、器具及び備品（純額）	35,359	75,812
有形固定資産合計	48,521	116,358
無形固定資産		
ソフトウェア	1,903	14,177
ソフトウェア仮勘定	9,352	-
無形固定資産合計	11,256	14,177
投資その他の資産		
差入保証金	24,073	38,708
長期前払費用	2,041	1,309
投資その他の資産合計	26,115	40,017
固定資産合計	85,893	170,553
資産合計	2,877,251	4,066,489

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	66,308	34,359
未払金	29,922	48,356
未払費用	2,988	3,742
未払法人税等	10,487	11,378
前受金	16,361	2,889
預り金	2,828	4,424
流動負債合計	128,897	105,150
固定負債		
退職給付引当金	18,520	22,764
繰延税金負債	1,715	4,300
資産除去債務	7,455	16,457
固定負債合計	27,690	43,521
負債合計	156,588	148,672
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,988,085	2,809,052
資本剰余金	1,971,670	2,792,637
利益剰余金	1,239,092	1,715,918
株主資本合計	2,720,663	3,885,771
新株予約権	-	32,046
純資産合計	2,720,663	3,917,817
負債純資産合計	2,877,251	4,066,489

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	415,904	317,030
売上原価	389,011	312,909
売上総利益	26,892	4,120
販売費及び一般管理費	1 633,600	1 472,961
営業損失()	606,707	468,841
営業外収益		
受取利息	71	14
為替差益	-	3,324
補助金収入	12,789	-
その他	70	101
営業外収益合計	12,931	3,440
営業外費用		
為替差損	181	-
株式交付費	-	6,710
その他	-	516
営業外費用合計	181	7,227
経常損失()	593,957	472,627
特別損失		
固定資産除却損	-	372
特別損失合計	-	372
税引前四半期純損失()	593,957	473,000
法人税、住民税及び事業税	884	1,240
法人税等調整額	141	2,585
法人税等合計	742	3,826
四半期純損失()	594,699	476,826

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	593,957	473,000
減価償却費	8,825	15,535
株式報酬費用	-	5,054
固定資産除却損	-	372
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,873	4,244
受取利息及び受取配当金	71	14
補助金収入	12,789	-
売上債権の増減額(は増加)	5,852	19,449
たな卸資産の増減額(は増加)	27,825	1,834
仕入債務の増減額(は減少)	8,607	31,948
前受金の増減額(は減少)	28,117	13,472
その他	54,585	66,642
小計	538,070	542,256
利息及び配当金の受取額	71	14
補助金の受取額	12,789	-
法人税等の支払額	1,841	1,923
営業活動によるキャッシュ・フロー	527,050	544,165
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,467	71,699
無形固定資産の取得による支出	250	4,527
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,717	76,226
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	-	45,099
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	1,616,599
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	1,661,699
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	528,767	1,041,306
現金及び現金同等物の期首残高	823,737	2,555,458
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 294,969	1 3,596,765

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
(会計方針の変更)	
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。	
なお、当第2四半期累計期間において、四半期財務諸表への影響額は軽微であります。	

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
研究開発費	548,582千円	328,625千円
退職給付費用	468千円	1,237千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	294,969千円	3,596,765千円
現金及び現金同等物	294,969千円	3,596,765千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

- 1 配当金支払額
該当事項はありません。
- 2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

- 1 配当金支払額
該当事項はありません。
- 2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成28年6月9日付発行の行使価額修正条項付き第9回新株予約権について権利行使を受けております。この行使に伴う影響を主要因として、当第2四半期累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ820,967千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が2,809,052千円、資本剰余金が2,792,637千円となっております。

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、医薬品開発事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	23円50銭	14円58銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	594,699	476,826
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	594,699	476,826
普通株式の期中平均株式数(株)	25,307,700	32,698,468
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成26年10月17日取締役会決議ストック・オプション <新株予約権> 普通株式1,276,900株 (新株予約権の数12,769個) 平成27年6月29日取締役会決議ストック・オプション <新株予約権> 普通株式70,000株 (新株予約権の数700個)	

- (注) 1. 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当社株式は非上場であり、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。
2. 当社は、A種優先株式(42,428株)について、普通株式を対価とする取得請求権の行使を受け、平成27年7月14日付で普通株式(42,428株)を発行し、当該A種優先株式を自己株式として取得しました。当該自己株式は同日付で消却しております。その後、平成27年7月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、1株当たり四半期純損失金額は、前事業年度の期首に当該株式分割にかかる一連の手続きが行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

(第9回新株予約権の権利行使)

平成28年10月1日から平成28年11月9日までの間にメリルリンチ日本証券株式会社が保有する行使価額修正条項付き第9回新株予約権(第三者割当て)の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

発行した株式の種類および数 普通株式 90,000株
発行価額の総額 56,280千円

この結果、新株予約権の振替額759千円を含め、資本金が28,519千円、資本準備金が28,519千円それぞれ増加しました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月9日

株式会社グリーンペプタイト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米 山 昌 良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江 戸 川 泰 路 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリーンペプタイトの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グリーンペプタイトの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。